

会計年度任用職員（事務補助員）募集要項

令和8年6月8日から任用する会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

記

- 1 職種 事務補助員【育休代替】
- 2 採用予定人員 1人
- 3 募集対象者 基本的なパソコン操作（ワード・エクセル）ができる方
- 4 勤務場所 大崎市役所市民協働推進部政策課
（大崎市古川七日町1-1 本庁舎3階）
- 5 応募資格
次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条）
ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 大崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 6 任用期間 令和8年6月8日から令和9年3月31日まで
- 7 勤務条件等
 - (1) 身分
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員です。なお、この任用は、任期の定めのない職員の採用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。
 - (2) 勤務時間
午前9時から午後5までのうち1日7時間
日曜日から金曜日までのうち週35時間勤務（7時間×週5日）
 - (3) 業務内容
平和事業に関する業務、政策企画に関する業務補助等（パソコンでの資料作成・印刷、データ処理、文書の整理、封入・発送業務、窓口・電話応対等）

(4) 基本報酬

月額180,900円～192,400円

採用される方の経歴に応じて、基本の報酬が決定されます。

その他、条件に応じて通勤手当相当額及び、期末手当・勤勉手当（12月）が支給されます。

※市の常勤職員の給与改定に準じて、報酬及び期末手当・勤勉手当が増額または減額となる場合があります。

※6月の報酬については日割り支給となります。

※通勤手当相当額の支給は7月分からとなります。

(5) 給与支給日 毎月21日

(6) 休暇等 年次有給休暇、各種特別休暇制度あり

(7) 社会保険・労働保険

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入

(8) その他

本庁舎、東庁舎勤務の通勤に車を使用する場合は各自で駐車場を契約する必要があります。（片道2km以上の場合に月4,000円上限で手当あり。）

8 採用期日 令和8年6月8日（月）

9 募集期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月12日（火）まで

※午後5時まで必着 郵送の場合は当日消印有効ではありません。

10 申込方法

所定の採用選考申込書及び履歴書（市販のもので可）に必要事項を記入の上、長形3号の返信用封筒（郵便番号、住所、氏名を記入し110円切手を貼付したもの）とあわせて大崎市総務部人財育成課に提出してください。郵送でも可能です。

【提出先】 〒989-6188 大崎市古川七日町1-1

大崎市総務部人財育成課宛（大崎市役所本庁舎4階）

11 選考日時

日 程：令和8年5月25日（月）

選考会場：大崎市役所本庁舎3階会議室（大崎市古川七日町1番1号）

選考方法：面接 ※時間等の詳細は募集期間終了後に申込者へ通知します。

【問い合わせ先】 大崎市総務部人財育成課 担当：中鉢・佐藤（0229-23-5027）